

※本バージョンのマニュアルは、令和3年(2021年)7月31日で適用終了します。
令和3年(2021年)8月1日からは、新バージョンのマニュアルが
適用されますので、ご注意をお願いします。

(新バージョンのマニュアル：2021年7月19日から、熊本県庁 建築課のHPに掲載中)

工事監理者のための 熊本県建築物中間検査マニュアル

令和元年7月改訂版

熊本県土木部建築住宅局建築課

熊本市都市建設局建築指導課

八代市建設部建築指導課

天草市建設部建築課

目 次

I	中間検査について	P1
II	対象建築物、特定工程等	P1
III	申請手続き	P4
	1. 手続きフロー	
	2. 中間検査申請の前に	
	3. 申請書の様式及び添付書類	
	4. 手数料	
IV	中間検査を行うに当たっての留意事項	P10
	参考資料	P11
	1. 中間検査申請書	
	2. 中間検査申請書第四面の記載例	
	3. 中間検査申請手数料の算定シート	
	4. 中間検査チェックシート	
	5. 熊本県内特定行政庁建築確認窓口一覧	
	6. 建築基準法（抜粋）	
	7. 中間検査指定に関する告示（熊本県、熊本市、八代市、天草市）	

■中間検査については、本マニュアルの他、建築構造審査・検査要領 実務編検査マニュアル（日本建築行政会議編集、（一財）建築行政情報センター発行）も参考にしてください。

I 中間検査について

中間検査は、建築基準法第7条の3に基づき、対象建築物が特定工程に係る工事を終えたときに行われるものです。

II 対象建築物、特定工程等

特定工程は、同法第7条の3第1項1号に基づくもの（法で指定するもの）と第2号に基づくもの（特定行政庁が指定するもの）があります。

特定行政庁である熊本県、熊本市、八代市及び天草市では、P29～P32のとおり特定工程を指定しています。

それぞれの内容は下表のとおりです。なお、P2～P3も参考にしてください。

	法で指定するもの	熊本県、熊本市、八代市、天草市が指定するもの
指定区域	全国	熊本県全域
指定期間	-	天草市以外：H18.8.1～R3.7.31 天草市：H24.5.18～R4.3.31
指定構造	階数が3以上の鉄筋コンクリート造 (その他の構造*で2階の床及びはりの配筋工事があるものを含む。)	
指定用途	共同住宅	法別表第1い欄(1)項から(4)項までに掲げる特殊建築物(共同住宅を除く)
指定する特定工程	2階の床及びはりの配筋工事 (当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の床版及びはりの取付工事)	
建築物が2以上ある場合又は工区分けした場合	全工区において、中間検査が必要 (複数回中間検査申請を行う)	初めて特定工程に係る工事を行った建築物 又は工区の工事の工程のみ
計画通知	対象	対象外
法第85条第5項の仮設建築物	対象	対象外
認証型式部材の建築物	対象	対象外

※鉄骨鉄筋コンクリート造等（建築構造審査・検査要領 実務編検査マニュアルP29）

【参考】法別表第一（抜粋）

	(い)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他これらに類するもので政令で定めるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの

(参考1) 中間検査の対象となる例

■例1 (RC造、新築の場合)

3F	事務所
2F	事務所
1F	法別表用途

法別表の用途が3階になくても対象となる

■例2 (RC造、新築の場合)

2F	法別表用途
1F	法別表用途
BF	法別表用途

2階建でも階数が3のため対象となる

■例3 (対象用途^{※1}、RC造+S造、新築の場合)

3F	S造
2F	S造
1F	RC造

2階の床及びはりの配筋工事がある場合は、対象となる

■例4 (対象用途^{※1}、RC造、増築の場合)

3F		増築
2F	既存	増築
1F	既存	増築

Exp. j

増築部分の階数が3のため対象となる

■例5 (RC造、新築の場合)

	A棟	B棟
3F		対象用途 ^{※1}
2F	事務所	対象用途
1F	事務所	対象用途

Exp. j

A棟、B棟は「一の建築物」であるため、A棟、B棟とも検査対象となる

■例6 (対象用途^{※1}、RC+S造、新築の場合)

	A棟	B棟
3F		S造
2F	RC造	S造
1F	RC造	S造

Exp. j

A棟、B棟は「一の建築物」であり、全体で判断すると階数が3で、RC造の部分に2階の床があるため検査対象となる^{※2}

※1 対象用途とは法別表(1)～(4)に掲げる特殊建築物を指します。(共同住宅も含む)

※2 当初のマニュアルでは検査対象外としていましたが、国の中間検査対象の考え方を参考に、検査対象とすることにしました。

(参考2) 中間検査の対象とならない例

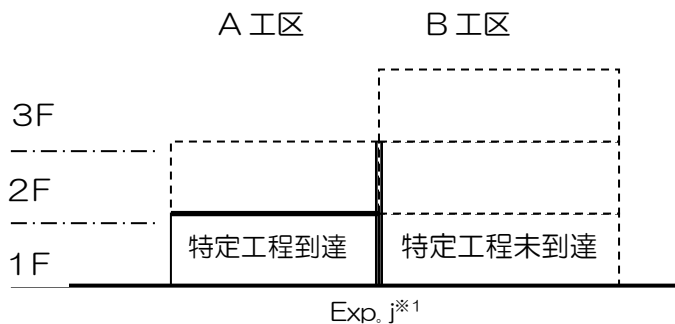
■例7 (RC造、新築の場合)

1F	対象用途 ^{※1}
B1F	対象用途
B2F	対象用途

階数が3でも2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程がないため中間検査の対象とならない

(参考3) 2以上の工程が存在する例

■例8 (対象用途^{※1}、RC造、新築の場合)



※1 本事例は Exp.j の例ですが、別棟のケースも同様に考えます。

① 共同住宅以外の対象用途の場合

A I区について中間検査を実施し、B I区については検査時に到達している工程の範囲で検査を実施する。なお、その後 B I区が特定工程に到達しても中間検査は行わない。

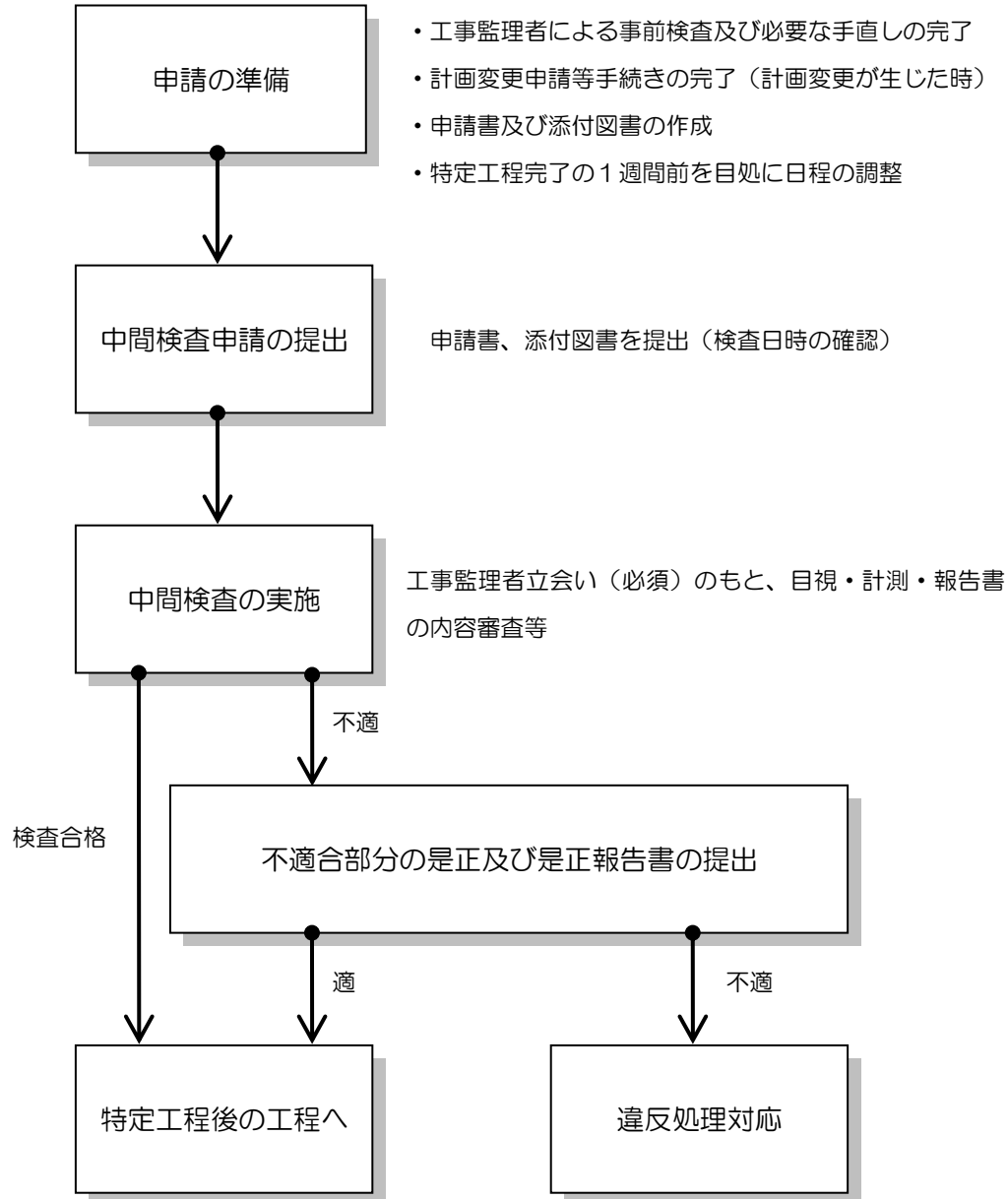
② 共同住宅の場合

A I区について中間検査を実施し、B I区については検査時に到達している工程の範囲で検査を実施する。なお、その後 B I区が特定工程に到達した場合、2回目の中間検査を受ける。

※1 対象用途とは法別表(1)～(4)に掲げる特殊建築物を指します。(共同住宅も含む)

Ⅲ 申請手続き

1. 手続きフロー



2. 中間検査申請の前に

中間検査を申請する前に以下の項目についてご確認のうえ、必要な手続き等を行ってください。行われていない場合、中間検査を行うことができません。

(1) 工事監理者の選任が行われているか。

建築基準法第5条の6第4項の規定により、工事監理者を定められなければ、工事を行うことができません。確認申請時に未定とされていた場合は、着工前に工事監理者届（選定・変更）を提出してください。工事監理者が変更となっている場合も同様です。

また、建築士事務所の開設者は、建築主から工事監理の委託を受けたときには、必要事項を記載した書面（工事監理契約書等）を建築主に交付しなければならないこととなっています。（建築士法第24条の8）

なお中間検査申請時には、工事監理者契約書の写しを提出してください。

(2) 計画の変更が行われているか。

確認申請時と計画が変更されている場合、計画変更申請等の手続きが必要になります。中間検査は確認申請図書との照合を行いますので、変更等の手続きを速やかに行ってください。

(3) 事前に検査日程の調整が行われているか。

申請書提出は特定工程終了後4日以内となりますが、円滑な工程管理及び検査実施のために、特定工程終了前1週間を目処に検査日程の調整を行ってください。

(4) 工事監理者の監理がなされ、必要な手直しが行われているか。

検査に合格しなければ、特定工程後の工程に進めなくなり、工事の進捗に支障をきたします。必ず工事監理者自ら事前に検査を行い、建築基準関係規定に適合していることを確認してください。適合しない箇所がある場合は、検査までに必ず手直しを完了させてください。

(5) 提出書類に不足はないか。

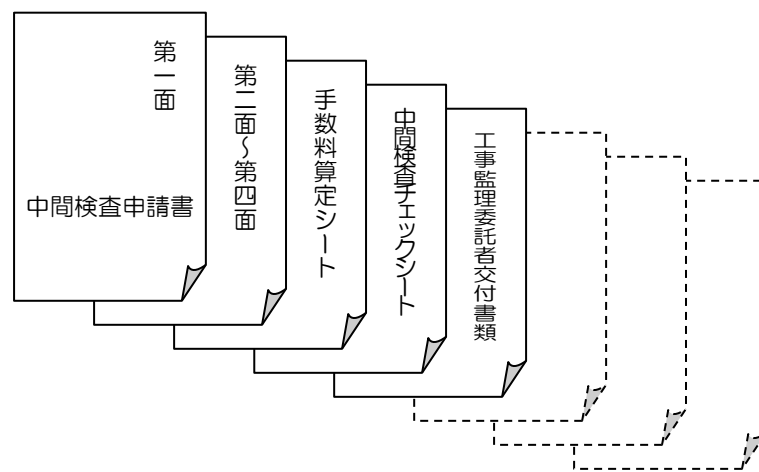
申請時の提出書類は、次の「3. 申請書の様式及び添付書類」を参照のうえ、不足や不備のないようご準備ください。不足や不備がある場合は、申請書を受理できないことがあります。

3. 申請書の様式及び添付書類

提出書類一覧

① 全構造共通

	提出書類	備考
1	中間検査申請書	建築基準法施行規則第 26 号様式
2	中間検査手数料算定シート	
3	中間検査チェックシート※1	
4	工事監理について委託者に交付する書類（写）※2	建築士法第 24 条の 8
5	委任状	代理者によって検査の申請を行う場合※3



※1 中間検査チェックシートは、工事監理者がその責任において適正に工事監理を行っていることを確認するために作成していただくものです。その作成にあたっては正確を期してください。

※2 「工事監理について委託者に交付する書類（写）」は、着工前に工事監理者が選定され、建築主と契約を交わした上で業務を行っていることを確認するものです。

※3 建築確認申請時において、中間検査申請も一括して同一の代理者に委任する旨の委任状を提出している場合には、提出不要です。

4. 手数料

(1) 中間検査等手数料

① 中間検査手数料

中間検査手数料は中間検査を行う部分の床面積の合計に応じて次の表のとおりとなります。(熊本県、熊本市、八代市、天草市)

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	13,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	16,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	22,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	28,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	49,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	66,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	147,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	222,000円
50,000㎡を超えるもの	407,000円

② 中間検査を受けた建築物の完了検査手数料

中間検査を受けた建築物の完了検査手数料は、次の表のとおり中間検査を受けない場合よりも減額した金額となります。(熊本県、熊本市、八代市、天草市)

完了検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	13,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	16,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	22,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	30,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	52,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	69,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	161,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	252,000円
50,000㎡を超えるもの	445,000円

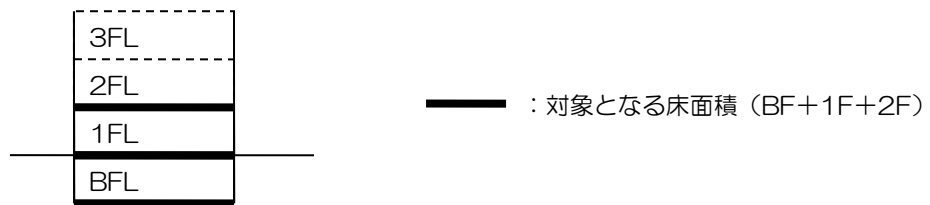
指定確認検査機関へ提出する場合は、各機関へお問い合わせください

(2) 対象床面積の算定方法

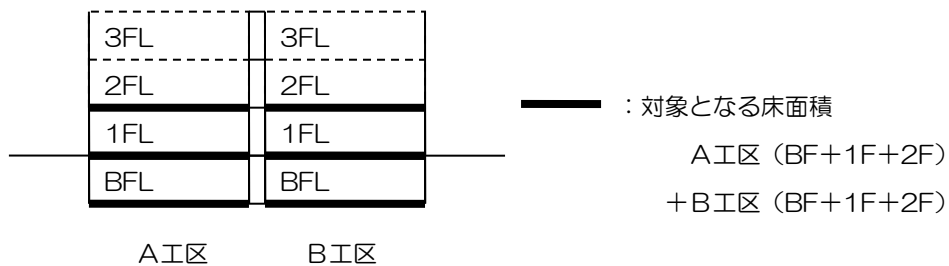
① 対象床面積は、「中間検査を行う部分の床面積の合計」となります。



② 地下がある場合

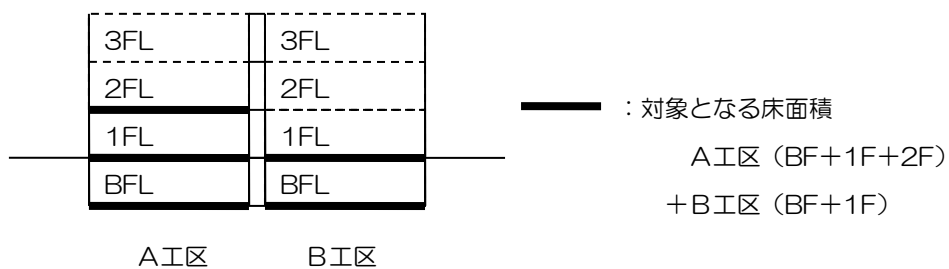


③ 2以上の工程が存在し、特定工程の到達時期が同時の場合



④ 2以上の工程が存在し、特定工程の到達時期が異なる場合 (別棟の場合も同じ)
(例: A工区は特定工程に到達済、B工区は1階の床まで終了)

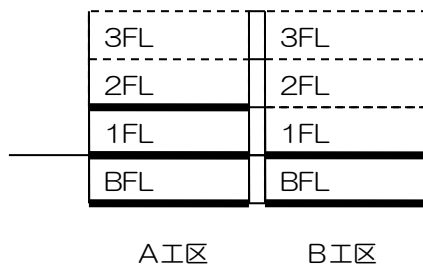
I 共同住宅以外の対象用途の場合



※B工区の2FLは検査を行わない

Ⅱ 共同住宅の場合

第1回目検査申請



※共同住宅の場合、2回中間検査申請を行う必要がある。

— : 対象となる床面積

A工区 (BF+1F+2F)

+B工区 (BF+1F)

第2回目検査申請



— : 対象となる床面積

B工区 (2F)

IV 中間検査を行うに当たっての留意事項

- 検査は大きく分けて、既に施工された部分の目視出来ない部分の検査（書類検査）と、現場で行う目視検査です。
- 書類検査は、検査申請書第4面の工事監理の状況欄に記載された事項及びこれを補完する添付書類並びに工事監理者の検査報告、施工写真、杭工事の施工報告書、鋼材のミルシート、コンクリートの圧縮強度試験結果資料などによって行います。
- 目視検査は、目視・簡易な計測器等による測定又は動作確認その他の方法により、確認に要した図書のとおり実施されたものであるか確認を行います。
- 検査の結果、建築基準関係規定に適合すると認められた時は、申請者に中間検査合格書を交付します。不備がある場合は、是正が終了した後、中間検査合格書を交付します。
- 中間検査合格証が交付されない限り、特定工程後の工程は施工できません。